

03 【チェックリスト番号③】 施設の所有権を有することを証する書類

○施設の所有権を有することを証する書類

- 1 自動車検査証の写しを添付すること。
- 2 所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合にのみ使用する権原を有すると認められる。
ただし、使用者が申請者でない場合であっても、申請者が法人で、使用者が法人の代表者、役員又は使用人であり、かつ当該車両を専ら法人が使用することが明らかな場合は、使用承諾書を添付することにより、権原を有すると認められる。
- 3 運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合は、雇用契約書、雇用保険被保険者証の写し、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付し、申請者の業務のみに従事することを示すこと。
- 4 自動車検査証の有効期間は、申請書を受理する時点で満了となっていないこと。